

## 社会福祉法人明日香楽園役員報酬規程

第1条 理事及び監事の報酬は無報酬とする。

ただし、その職務を行うために要した費用を弁償することができる。

2 前項の費用の弁償の詳細は、評議員会で定める。

第2条 評議員の報酬は無報酬とする。

ただし、その職務を行うために要した費用を弁償することができる。

2 前項の費用の弁償の詳細は、評議員会で定める。

第3条 委員会委員の報酬は無報酬とする。

ただし、その職務を行うために要した費用を弁償することができる。

2 前項の費用の弁償の詳細は、理事会で定める。